

【研究ノート】

大月源二の絵「走る男」が現代に問いかけるもの

——歴史問題の清算と障害者の権利回復との関連——

上 野 武 治

## 研究ノート

## 大月源二の絵「走る男」が現代に問いかけるもの ——歴史問題の清算と障害者の権利回復との関連——

上野 武治

## 目次

- I はじめに
- II 画家・大月源二の戦前の歩み
- III 小林多喜二との交友
- IV 逮捕から釈放、監視下の生活
  - 1. 逮捕の状況
  - 2. 豊多摩刑務所での生活
  - 3. 多喜二の死
  - 4. 転向と保釈
  - 5. 伊藤ふじ子の訪問
  - 6. 甲府刑務所での服役と仮釈放
  - 7. 監視下の生活
- V 絵「走る男」が表すもの
  - 1. 「男」が走る刑務所
  - 2. 豊多摩刑務所と時計台
  - 3. 「獄中で走ること」の意味
- VI 誰のために、何のために描いたのか
  - 1. 制作の背景
  - 2. 弾圧下の証明
  - 3. 制作上の工夫
    - 1) 「男」
    - 2) ヒマワリとカンナ
    - 3) 背景の塔など
    - 4) 「下書き」の注目すべき一節
  - 4. 出獄当時の心境との関連
- VII 心的外傷体験としての転向
- VIII 「走る男」が現代に問いかけるもの
  - 1. 日本国憲法と国連の拷問等禁止条約
  - 2. 「人道に反する罪」に対する国際動向
  - 3. 歴史問題の清算と障害者権利条約
- IX まとめ

## I はじめに

筆者は2009年12月、SST普及協会第14回学術集会（以下、集会）の開催に際し、集会

のポスターや抄録集には小樽出身の画家・大月源二（以下、大月。1904-1971年）が制作した絵「走る男」を用いた（図1）。この絵は治安維持法違反で服役した大月が出獄翌年の1936年に描いたものである（注1）。

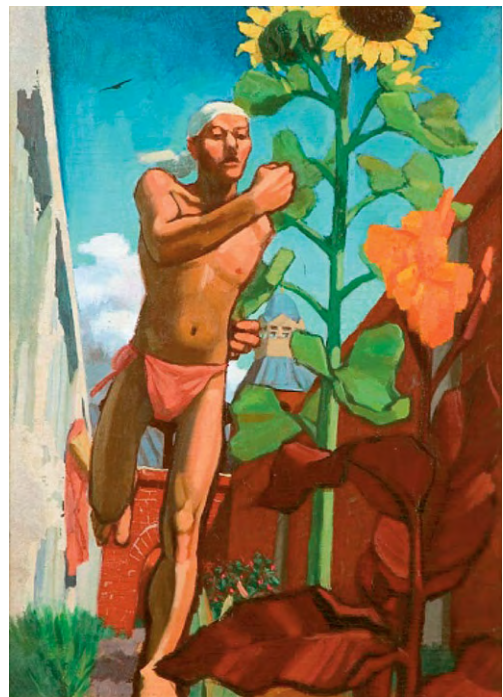


図1 走る男（1936年制作）  
〔市立小樽美術館蔵〕

SST普及協会は、生活技能訓練social skills training (SST) の普及を通して精神障害者のリハビリテーションを目的にしているが、この「リハビリテーション」には「障害の回復や障害者の社会復帰」の他、「失った

キーワード：絵「走る男」、大月源二、小林多喜二、歴史問題、障害者の権利回復

権利や名誉の回復、復権」の意味も含む(注2)。筆者には獄中で「復権」に向けて力強く走る姿を描いたこの絵は、歴史的にも差別の対象であった障害者のリハビリテーションに関わる集会に最も相応しいと考えて用いたものである。抄録集には、絵を所蔵している市立小樽美術館から「本作は、出獄してまもなく、久しぶりに描いた油絵で、刑務所の高い塀にそって走る受刑者に、自分自身の姿を投影させた作品である。こぶしを握りしめ、力強く走る男の表情は意志的であり、背景のすがすがしい青空とかわらに咲く向日葵とカンナの鮮やかな色彩とあいまって、新たな出発にむけての希望が感じられる」との解説を寄せていただいた<sup>13)</sup>。

ただ、集会準備の過程で絵の舞台は大月が服役した甲府刑務所ではなく、未決で勾留された豊多摩刑務所(以下、豊多摩)ではないか、もしそうであれば、この絵は自身の決意にとどまらず、当時も勾留されている仲間への激励も表していると考え、当日の「教育講演」ではこのように絵の意味に言及した<sup>46)</sup>。

その後、小林多喜二(以下、多喜二。1903-1933年)との交友、さらに多喜二も豊多摩に投獄され、その体験をもとに小説「独房」(1931年)<sup>18)</sup>を書いたことを知り、この絵は特別高等警察(以下、特高)に虐殺された多喜二の鎮魂を目的に制作されたと考えるに至った。

本稿では「男」(以下、絵の男性)を「多喜二」と考えた理由を、絵の誕生に至る多喜二との交友、絵に見られる工夫、当時の時代背景などから検討する。さらに、大月生誕110年を迎えて、多喜二や大月らの復権と障害者の権利回復との関連など、「走る男」が現代に問いかけるものについても考察する。

## Ⅱ 画家・大月源二の戦前の歩み

ここでは「走る男」の誕生に焦点を当てる

関係で、主に大月の戦前の歩みを紹介する。詳細は巻末の文献を参照されたい<sup>11, 15, 28, 31-33, 44)</sup>。

大月は1904年、函館で生まれ、1908年に小樽に移住。1916年、庁立小樽中学校に入学、中学3年頃から小樽洋画研究所に通い、本格的なデッサンや油絵等を学ぶが、その頃、有島武郎の「生まれ出ずる悩み」を読み、画家の道を志す。1921年、中学卒業後上京し、東京美術学校(現在の東京芸術大学。以下、美校)西洋画科を受験するも失敗、川端画学校に入学して石膏素描を学ぶ。翌1922年、美校に首席で入学、級友には小磯良平らがいた。入学後、ダダイズムの影響を受けるが、次第にマルクス主義への関心を深めた(図2)。



図2 若い頃の大月源二〔文献11〕

1927年、美校卒業後、日本プロレタリア芸術連盟(プロ芸)美術部(RA)に加入し、RA機関紙に漫画やカットを盛んに描く。翌1928年3月、日本共産党への一斉弾圧(3.15事件)で検挙されて25日間留置、特高の激しい拷問を受ける。同年12月、第1回プロレタリア美術(以下、プロ美)展に出品。1929年3月、労農党の山本宣治代議士が暗殺された旅館にかけつけ、死顔をコンテで素描<sup>11)</sup>。同年4月、日本プロレタリア美術家同盟(以下、ヤップ)の中央委員に選出されるが、4.16事件で再び検挙・拘留。同年12月、第2回プロ美展に山本宣治の葬送を描いた「告別」を出品(図3)。1930年4月、プロレタリア統計展会場で検挙され、20日間拘留。1931年10月結成の日本プロレタリア文化連盟(コッ



図3 告別 (1929年制作) [文献11]

プ) 中央協議員となり、日本共産党に入党。

1932年6月(28歳)、治安維持法違反で逮捕・起訴され、豊多摩に勾留。その間に転向し、懲役3年の刑で甲府刑務所にて服役す。1935年11月(31歳)、仮釈放され、東京にて居住する。翌1936年に「自画像」(図4)や「走る男」などを制作、1937年春、美校同級生の美術展「第10回上社会展」に「走る男」などを出品した。翌1938年に結婚、満州に絵画旅行に出かけたりし、1944年7月、小樽に疎開して終戦を迎えた。



図4 自画像 (1936年制作) [文献11]

1947年、仁木町でリンゴ園を経営するも、台風15号で家屋が倒壊し、1954年、札幌郡手稲町(当時)に転居。その後、北海道生活派美術集団を結成し中心的存在として活躍、リアリズムの立場から多数の風景、静物、人物の油彩やデッサンを残す。後年、獄中での

転向や大東亜共栄圏肯定などの戦争協力を自己批判した。1971(昭和46)年、慢性気管支炎で死去す。享年68歳。

### Ⅲ 小林多喜二との交友

多喜二との交友は、没後35周年に際しての回想「小林多喜二とのつきあい」<sup>32)</sup>や「多喜二と私」<sup>33)</sup>に詳しいが、ここでは「多喜二と私」にそって紹介する。

大月は、「まもなく二人は水彩画を描くことで知りあうのだが、登校の時などよくすれちがった。汐見台の樽中の近くの坂の上から、顔をまっすぐにあげて、白い鞆を掛けた撫で肩をゆっくり振りながら降りてくる色白の少年、それが多喜二だった」と記している。大月が庁立小樽中学校に、多喜二が庁立小樽商業学校に入学後の1917年、13歳頃のことである(下線は筆者による。以下も同じ)。

美校入学後、小樽に帰省した1925年、多喜二に再会。この時のことについて、「25年、私が美校4年の夏休みに小樽に帰り、色内町の鉄道線路ぎわの私の義兄の佐藤家で油絵『製罐工場と若者』(この年の秋の第1回道展に出品、協会賞を受ける)を描いていたとき訪ねてくれて…」と述べている。

3年後の1928年、「3・15事件のあとの5月のある日、多喜二はこの事務所(筆者注:新宿淀橋の浄水場横のプロ芸のちの Copp の合宿事務所のこと)を訪ね、2階のベランダのある私の部屋に上がって来た。」という。そして、小樽に帰ってから「『1928年3月15日』の稿にとりかかり、この年の『戦旗』11月、12月号に発表した。それには私がカットを描いている。」と、自身も検挙された3.15事件を契機に、多喜二の小説「蟹工船」(戦旗, 1929年)、「不在地主」(戦旗, 1929年)、「戦い」(1929年, 戦旗)、「転換期の人々」(ナッブ, 1931年)などの挿絵も描き、単行本「蟹工船」(戦旗, 1930年版)の装丁も手掛けた。

多喜二は1931年8月23日から10月30日までの69回、都新聞(東京新聞の前身)に小説「新女気質」(後に「安子」と改題)を連載(図5)。その際、大月を「挿絵画家」として当時の都新聞文化部長に強く推薦している。



図5 連載小説「新女気質」予告  
都新聞 1931年8月21日(市立小樽文学館寄託)  
(左:大月, 右:多喜二)

大月は、「プロレタリア作家としての多喜二の名声はすでに圧倒的に高かったが…もちろん私の方は無名の画家であった」と多喜二の配慮に言及し、その後の経過を以下のように述べている:「多喜二と私の呼吸はピタリと合った。しかしそれは決して安穩な仕事ではなかった。というのはナップの運動の革命化と警察の弾圧の凶暴化とは、しだいに作者の創作のテンポを乱し、ついには明日の小説の原稿を今日になって入手し、時には明日の分の筋書きだけを聞いてさしえを描くという場合が多くなった。ある日などある講演会で講演した多喜二が検束されたので、新聞社の車が警察署にかけつけてかれを貰い下げ、社の応接室で待っていた私のところに連れてきて、かれの話す『筋』にしたがってその場で画稿にとりかかる。あるときは私の方が、美術同盟東京支部総会で議長をつとめていたところを、臨検の特高によって解散され、総検挙ということになったが私一人だけコッソリと抜け出し、そのまま多喜二の家の近所に部屋を借りて臨時のアトリエにしてさしえを続けた。…しかし、多喜二の文学と私の絵画との接点は、この『新女性気質』で最後のもの

となった。」

このように、弾圧が強化された1928年以降、大月は画家として、多喜二も作家として互いに支え合う盟友関係にあった。だが、こうした関係は「1933年\*3月からコップへの大弾圧がはじまり、多喜二は危うく検挙をのがれて地下に潜り、私はコップの臨時書記長として中央協議会の再建に努めているうちに、落合の家から検挙され、終焉した>(\*注:1932年の誤記)。大月は出獄後まもなく、多喜二が推薦した都新聞文化部長から依頼された「時局漫画」を沖一馬のペンネームで1936年から1940年まで描いている。

#### IV 逮捕から釈放、監視下の生活

大月は1961年、「1932年コップ大弾圧に際し、小川書記長検挙のあと臨時書記長となって活動中検挙され治安維持法により起訴される。1933年2月、懲役3年の刑を受け下獄、甲府刑務所で服役、油絵制作を仕事とする。1935年11月仮釈放となる。」とごく簡潔に記し、当時、プロ美関係資料を収集していた岡本唐貴に送っている<sup>28)</sup>。ただ、これ以上に詳しい経過は公表しておらず、画集に掲載されている年譜<sup>11)</sup>もこれに準じている。

##### 1. 逮捕の状況

松尾は大月の逮捕を「治安維持法の拡大適用による外郭団体への弾圧」で、その一環としての「プロレタリア文化運動の圧殺」であったとして、「1932年3月以来、コップ加盟のプロレタリア科学研究所(プロ科)、日本プロレタリア作家同盟、同演劇同盟、同美術家同盟などの文化運動の指導者多数が逮捕された。……蔵原惟人、中野重治、窪川鶴次朗、坪井繁治、中条(宮本)百合子、秋田雨雀、藤森成吉(以上作家同盟)、松山文雄、大月源二、須山計一(以上美術家同盟)らであった。これらの人々は、共産党または共産青年同盟のグループ員、あるいは資金援助をしたとい

うのが検挙の理由で、32年中に57人が起訴された。小林多喜二、宮本顕治は、あやうく難をのがれて地下にもぐり、文化団体の再建を指導した。」と記しているが<sup>24)</sup>、大月も起訴された一人であった。さらに、1933年以降、特高はこれらの文化団体を「国体を変革することを目的とする日本共産党の目的遂行の為にする行為を為す結社」と見なして治安維持法を適用、直接コップとその各加盟団体を弾圧。機関紙誌を発禁・押収し、関係者を逮捕、1933年に144名、1934年に80名を起訴した。その結果、コップは34年に解散した<sup>24)</sup>。

一方、「特高月報」<sup>1)</sup>は「昭和七年五月分」で「プロレタリア文化団体幹部調」との題で同年4月の一斉検挙前後の幹部一覧を記し、大月を「一 文化連盟幹部調(1)中央協議会の選出団体『美術家同盟』の『協議員』、(2)書記局の『書記局員』、〔二 プロット幹部調八 美術家同盟幹部調『中央委員』〕等と見なしている。また、逮捕後の「昭和七年六月分」では「日本プロレタリア文化連盟第3回回拡大中央協議会開催と其の取締状況」の題で、「文化連盟は五月分月報所載の通り本年三月下旬、日本共産党並びに共産青年連盟フラクション関係者の検挙に依り其の指導分子を失ひ活動著く阻害されたる模様ありたるが残留分子等は全努力を傾注して再建運動に奔走し、書記局に大月源二(書記長)、鹿地亘、村田意、池田寿夫…を充当し検挙追求に抗して組織の拡大と文化連盟の合法性獲得を専心し、六月十九日…逆襲的行動に出て一般大衆の階級意識の連場と文化サークルの拡大強化を図らむとし、…警視庁においてはその活動を牽制すべく六月十四日書記局員大月源二(日本共産党員の見込)、村田意(共産青年同盟員の見込み)、池田寿夫の三名を先ず検束し、…」と、徹底した内偵と周到な計画の上で逮捕したことを報告している。

## 2. 豊多摩刑務所での生活

大月は取調べを受けた警察署と留置期間、

豊多摩への移送日や獄中生活については何も語ってはいない。しかし、特高の残虐非道な取調べや豊多摩の実態は、当時すでに多喜二が小説「1928年3月15日」や「独房」で暴露していた。今日では全国の犠牲者が自らの被害体験を積極的に語り、その全貌を明らかにしている<sup>5, 6, 45)</sup>。

こうした中、大月は豊多摩で最も日当りの悪い棟に収監されていたことが以下に記されている：「私は十字監房(四列ではなく五列に分れていた)、そのうちの一番日当りのわるい棟の階下六九号の独房に入った。六八号に画家の大月源二、六七号に共青の黒金鉄二(現在名山形雄策)がいた。既決になって、五舎に下獄したときには近くに松山文雄がいた。」(林田茂雄：転向ブーム)<sup>45)</sup>。

## 3. 多喜二の死

筆者には大月が1933年2月20日の「多喜二の死」を「いつ、どこで、どのように」知ったのか、さらには転向との関係に関心があった。それは、大月が「多喜二と私」の文末で「翌33(昭和8)年の早春の独房のなかで『小林多喜二殺さる』という悲報を読んだのである」<sup>33)</sup>としか記していないためである。また、1933年2月に刑が下り、甲府刑務所に下獄したのであれば、転向は「多喜二の死」の前であったことになる。すなわち、1932年6月の逮捕後、それほど遅くない時期に転向し、多喜二が殺された2月に刑が下りたことになる。当時、多喜二は地下で必死に活動しており、大月の転向経過がこのようなものであれば、その後にきわめて複雑な陰をもたらしたであろうことは想像に難くない。

ところが、大月の生涯を絵画との関連で詳細に研究した金倉によると、「多喜二と私」には「下書き」があり、そこには異なった経過が記されているという<sup>15)</sup>。このため、「下書き」を確認したところ、「多喜二の死を豊多摩刑務所のなかで、間もなく知った。大きなショック。目のさきがまっくらになる気

持ち。そのご困難にぶつかるとに多喜二ならこういう場合どうしただろうといつも考えた。転向の問題。10月、保釈で出獄した。伊藤ふじ子の訪問を受けた。1934(昭・九年)2月、3年の懲役を受けて下獄。1935(昭・10)年11月3日、仮釈放となって甲府から東京へ帰る。」と記されていた(注3)。これらの内容は公表された経過とは大きく異なるものであった。ただ、兄嫁「大月光子像」の制作が1933年であり<sup>11)</sup>、同年10月の保釈も、多喜二の地下生活を助けた伊藤ふじ子(以下、ふじ子。1911-1981年。注4)の訪問も事実であろう。また、豊多摩での勾留は1年4ヶ月、甲府刑務所での服役は1年9ヶ月となる。

では、大月は悲報をどのように知ったのか。作家の佐多稲子(1904-1998年)は、当時、豊多摩は面会者に「入獄者に多喜二の死を知らせることを固く禁じていた」と語る<sup>42)</sup>。そうであれば、小説「独房」<sup>18)</sup>の以下の一節が参考になる:「俺たちの仲間のあるものは、書信室や運動場の一定の場所をしめし合わせ、雑役を使って他の独房の同志と『レポ』を交換したり…。」(独房小唄)、『書信室』に行くと、そこには机でも壁でも一杯に思う存分の落書きがしてある。俺も手紙を書きに行ったときには、必ず落書きをしてくることに決めていた。」(松葉の「K」「P」)などである。仲間の叫びを通じて知る方法についても、「その日——11月7日の朝『起床』のガランガランが鳴ったせつな、監房という監房に足踏みと壁叩きが湧き上がった。…口笛が聞える。別な方からは大胆な歌声が起こる。…(略)…『ごはんの用一意ッ!』俺はそれを待っていた。…そして鉄棒と鉄棒の間に顔を押しつけ、外に向かって叫んだ。『ロシア革命万歳!!』…。ワアーッ!という声が何処かの一確か向こう側の監房の開いた窓から、あがった。…」(プロレタリアの旗日)が参考になる。実際、堺刑務所で「『多喜二が殺されたぞ!』と誰かが叫んで知らせてくれました」との手記もあるが(松浦繁蔵:今も山

宣の演説が耳朶に…) <sup>6)</sup>、こうした「叫び」は各地の刑務所で起こったことであろう。「多喜二の死」は自身が死の2年前に記したような方法で大月にもたらされたのである。

大月は多喜二の死を知った際の衝撃や不安を公表していない。「多喜二と私」は「1968年1月3日記す」とあるため<sup>33)</sup>、「下書き」はその前年のものであろうが、多喜二の死は35年を経てもなお公表を断念させるほど苦痛に満ちた体験であったと推測される。同時に、自身の保釈や服役の経過、ふじ子の訪問も公表が断念されたことになるが、これらは後に検討する。

#### 4. 転向と保釈

大月はどのような状況下で転向したのであろうか。「下書き」には多喜二の死を知った後、ただ一行、「転向の問題」と書かれており、その後に「保釈、ふじ子の訪問、刑の確定」が続いている。この文脈からは大月の転向は多喜二の死後であろうと推測される。大月は豊多摩の生活を多喜二から聞き、小説「独房」を通じて知っていたため(注5)、日当りの悪い独房の中でも「非転向」を堅持できていたのであろう。しかし、「多喜二の死」で最も大きな打撃を受けたのは大月であった。おそらく、精神医学的には「急性ストレス障害」(注6)の様な状態に陥り、それまで堅持していた「抵抗」は砕かれ、予審判事の取調べに抗することもできずに転向したのではないだろうか。その結果が多喜二の死から1年後の判決であった。

1933年に生じた「転向ブーム」について、松尾は1933年6月9日の日本共産党幹部の佐野学・鍋山貞親の「転向声明書」が治安維持法の未決・既決囚に多大な衝撃を与え、転向が同年7月末までに未決囚の30%(1370名中415名)、既決囚の36%(393名中133名)に及んだと記している<sup>24)</sup>。特高による前年11月の岩田義道(注7)や多喜二の虐殺、長期の未決勾留(拘禁)の影響もいうまでもな

い。奥平は概要、「未決の場合、どんな刑が自分を待ちうけているか、出獄の日はいつになるのかなどが一切不確実である点での焦燥感がある。けれどそれと裏腹に、保釈や執行猶予つきの有利な判決を貰えさえすれば、早期に拘禁状態から解放される可能性がある。こうして未決については未決に特有な形で『転向』にいざなう道筋がつけられていた。この辺については亀井の述懐を参考にさせていただきたい」と述べている<sup>29)</sup>。亀井勝一郎の述懐<sup>14)</sup>からは、豊多摩は未決囚の収監に非常に適していたことが分かる(注8)。

また、当時、行刑当局の内部では単に「転向」を誓ったからといって、自動的に刑の執行猶予などの「寛典」を与えるべきではなく、応分の実刑を科して厳しい「拘禁」を経験させ、それを通じて本人を不可逆的な「転向」へと強制せしめるべきとの意見が次第に強まったこと、こうして引き出された「転向」には「仮釈放」という形での恩典を給付したことも指摘している<sup>29)</sup>。さらに、1933年7月末には「転向」を「行動的方向転換」、「理論的方向転換」、「理論的行動的転換」、「宗教的方向転換」、「その他の転換」に分類して統計数を示し、12月には「転向」の公式基準「改悛の状態分類」を明文化した。すなわち、思想犯を(1)転向者(略号い、ろ、は)、(2)準転向者(略号に、ほ)、(3)非転向者(略号へ)に6区分し、それに7つの「動機分類」を列挙し、「改悛の状態分類」と「動機分類」の夫々を組み合わせて記述するように指示し、「革命思想」を放棄せず「実践運動は行わない」という「行動的方向転換」は転向者とはいえず、「起訴猶予・保釈・刑の執行猶予・仮出獄(釈放)などの恩典の対象とはしない」方向に変えたという<sup>29)</sup>。大月の「保釈」は「転向への恩典」であった。

### 5. 伊藤ふじ子の訪問

ふじ子の訪問について、大月は月日やその際に交わした内容を明らかにしてはいないが、筆者は「走る男」誕生へのきわめて重要

な契機になったと考えている。

澤地によれば<sup>35)</sup>、ふじ子は山梨県出身で甲府高等女学校卒、1929年開所の造型美術研究所(後のプロ美研究所)のごく初期からの研究生であった。また、多喜二虐殺の報を聞いて直ちに杉並区馬橋の小林家を訪れ、多喜二の遺体に対面した後、間もなく姿を消したという。その時のふじ子と思われる女性の様子について、多喜二の遺体の傍にいた作家の江口渙(1887-1975年)は以下のように回想している<sup>7, 8)</sup>：「彼の遺体をねかせてある書斎にひとりの見知らぬ若いやや小柄の女性があわただしく飛び込んできた。…女はねかせてある多喜二の近くのふとんのすみにひざ頭をのり上げてすわり、多喜二の死顔をひと目見ると、顔を上向きにして両手でおさえ、『くやしい。くやしい。くやしい』と声を立てて泣き出した。さらに『ちきしょう』『ちきしょう』と悲痛な声で叫ぶと、髪をかきむしらるばかりにしてまた泣きつづける。…」その後、感情の高ぶりが少し治まった彼女に対して、「多喜二との関係は絶対に口に出してはならないことと、二度とこの家には近付かないことをこんこんと行ってきかせた。それは警察が彼女と多喜二の間柄を勘づいたら、多喜二が死をもって守りぬいた党の秘密を彼女の口から引出そうとしてどんな拷問を加えないともかぎらないからである。彼女は私の言葉をよく聞入れてくれた。そして多喜二のまくらもとを名残り惜しそうに立ち去ったのもう1時近かった。…」(注9)。

こうして周囲から姿を消したふじ子が大月を訪問したのである。彼女はプロ美研究所を通して以前から大月を多喜二との交友も含めて良く知っており、保釈されたことを聞いて、多喜二との地下生活や遺体の様子、夫を殺された無念さを伝えに訪れたものと推測される。ただ、ふじ子にとりこの訪問は危険を伴うものであった。大月は厳重な監視下であり、転向した大月がふじ子と多喜二の秘密を



守る保障もなかったからである。しかし、ふじ子は、大月を信頼した上で意を決して訪れ、多喜二の葬儀にも参加できず、怒りや悲しみを分かち合う相手もない苦しみを伝え、多喜二を弔う気持ちを共有できたのではないだろうか。また、当時22歳のふじ子は自身の再出発についても大月から何らかの助言を得たのかも知れない。彼女は多喜二の一周忌が終わり、大月も甲府に去って間もない1934年3月、彼らと同じ北海道の出身でヤップ再建のために活動していた政治漫画家の森熊猛と再婚しているからである<sup>27)</sup>(図6, 注10)。



図6 森熊猛・ふじ子夫妻  
1934年5月〔文献27〕

一方、大月も初めて多喜二がふじ子と地下生活を送っていたことや拷問死の有様を具体的に聞いて、ふじ子には訪問の事実や多喜二との関係は口外しないことを固く約束しつつ、何らかの形で「多喜二の葬送」を描く決意を固めたのではないかと推測される。

大月がふじ子の訪問を公表しなかったのは、ふじ子との約束であり、彼女の家庭への配慮からであろう。江口は前述の文を、「その後、彼女は…うわさによるとある男性と幸福で平和な生活を送っているという。私たちが彼女のその後にふれないのは、そういう現在の彼女の生活にめいわくをかけたくないからである」と、終始、「彼女」と表現しながら

ら結んでいる<sup>7)</sup>。当時、大月がこの文を読んでいたかどうかは不明であるが、江口と同じ気持ちであったろう。ただ、大月が保釈や服役の経過の公表までも断念したのにはより深い理由があったものと推測される。

## 6. 甲府刑務所での服役と仮釈放

1934年2月、大月は服役したが、何日かは不明である(注11)。甲府刑務所では油絵制作が仕事になり、「花の静物、記憶による東京や北海道の風景画を描いていた」<sup>31)</sup>。仮釈放後は東京に戻ったが、この仮釈放もやはり「転向への恩典」であった<sup>29)</sup>(注12)。

戻った先、すなわち、「身元引受人宅」は保釈の際と同じく兄夫妻の処であろう。奥平は起訴猶予にする際の「身元引受人」に関して、「思想検事が考案した身元引受人による視察は、特殊日本的な家族主義にからめて『転向』を引き出し確定するものとして、きわめて効果的な制度」で、「その80%以上が親類関係であった」という<sup>29)</sup>。仮釈放の際も同様に重視されたものと思われる。当時、兄・栄一は日本銀行に勤務しており、兄嫁の光子夫人も服役中の大月のもとをしばしば訪れるなど、兄夫妻の弟への思いやりは終生続いていたという<sup>15)</sup>。おそらく、兄夫婦は「申し分ない」身元引受人と見なされていたことであろう。

## 7. 監視下の生活

大月は出獄翌年の1936年夏、オホーツク海沿岸の写生に來道した際、札幌の喫茶店「ネヴォ」に立ち寄っているが、店長の佐藤八郎はその後、警察から事情聴取のために出頭させられている<sup>34)</sup>(注13)。

当時の状況について、金倉は1938年に結婚した豊子夫人の回想を交えて以下のように詳述している<sup>15)</sup>；大月は1935年に相次いで出獄した松山文雄や須山計一ら、ヤップ時代の仲間との付き合いをまもなく再開、その後は1938年設立の南郊美術研究所に集まっていたが、そこには思想刑事が来ていて講義を「ストップする」こともあり、まもなく同研

究所は解散させられた。また、「東京にいるところから“特高”などが何かとやってきたものですが、小樽では憲兵までやってきました」。「プロレタリアの運動から離れなくてはいけない、ということなんでしょうか、元校長さんだった方がきまって月に何回か来られておりました」ともいう。

当時の監視体制には、まず「特別要視察人制度」（内務省、1935年5月）がある。この制度に編入されたものは「各種団体に対する交渉脈絡関係」をはじめ、「その往来、通信、会合、著訳、出版、宣伝扇動、資金の授受、凶器の所持」等に関し注意視察を受けるだけでなく、「張込、監視又は尾行」の対象にもなるという<sup>29)</sup>。出獄翌年の道内旅行、東京や小樽での監視状況から、大月はこの制度に編入されていたと考えられる。

また、「思想犯保護観察法」（1936年施行）もある。この法の対象は、治安維持法違反の刑の執行が終わり、または仮釈放された者も「保護観察審議会の決議に付する」とされた。そして保護司が「本人を保護して更に罪を犯すの危険を防止するためその思想及び行動を観察」し、保護観察に付された者は「居住、交友または通信の制限其他適当なる条件の遵守を命」ぜられ、2年の保護観察の期間も必要に応じて更新される<sup>24)</sup>。「元校長さん」とは保護司であろうし、大月はこの法の対象でもあった。

このように、転向していたとはいえ、ヤップやコップの中心活動家で、多喜二とも深い関係にあった大月は終始、特高や保護司による厳重な監視の下、文字通り「格子なき牢獄」の状態に置かれていた。そして、「走る男」はこうした状況下で描かれたのである。

## V 絵「走る男」が表すもの

### 1. 「男」が走る刑務所

プロ美運動時代からの盟友・須山計一

（1905-1975年）は1971年、追悼文「大月源二の死をいたんで」の中で、「走る男」を「赤ふんどしで囚人運動中のかれ自身をかいたものだ」と書いている<sup>37)</sup>（注14）。「男」を大月自身と見る主な理由は、禪が服役囚用の赤色であることに加え、形の上では転向したとはいえ、大月は服役中も釈放後も以前からの思想を堅持していたと考えられたためであろう。筆者も当初はそのように考えていた。



図7 甲府刑務所（竣工時）〔文献17,23〕



図8 甲府刑務所〔文献23,25〕

ただ、筆者は「男」の背後に小さく「ヒトの顔」のようにも見える塔が何なのか、大月はこの塔に何を表現したのかが気になり、調べてみた。まず、服役した甲府刑務所であるが、当時の写真では塔らしきものは不鮮明であった（図7、注15）。一方、当時の風景版画には刑務所背後から見える「塔」が描かれていたが（図8、注16）、絵の塔とは形状が異なるように思われた。そのため、未決で勾



図9 旧豊多摩刑務所の時計台  
解体時（1983年）〔文献41〕

留された豊多摩を調べると、その時計台の上部が絵の塔にきわめて似ているのである(図9)。このため、「走る男」は豊多摩を念頭に制作されたのではないかと考えた。

もとより、このような心象風景を描いた作品では、画家の心中にある様々な画材が組み合わせて描かれること自体、ごく一般的なことである。それでも、服役中の「男」を表現するのに「どうして豊多摩なのか」との疑問が湧いて来る。以下はこうした疑問を検討したものである。

## 2. 豊多摩刑務所と時計台

豊多摩は1915年、東京都中野区に監獄として設置され、1922年に刑務所に改称。1923年

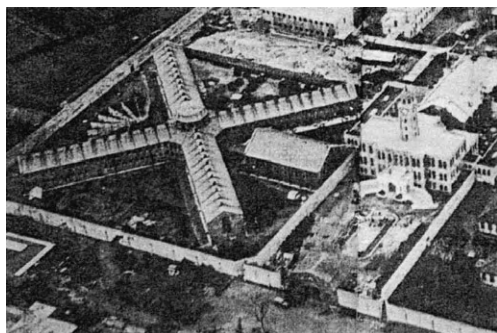
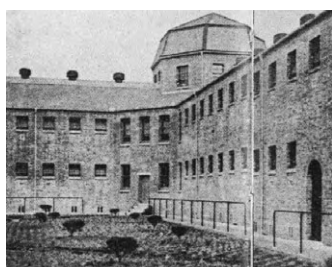


図10 豊多摩刑務所(1931年)〔文献41〕

①左に十字舎房と運動場、右に庁舎時計台



②十字舎房と中央看視所



③独房が並ぶ十字舎房の内部

の関東大震災で管理棟は塔も含めて崩壊し、建物や塀も大きく損壊した。一方、1925年の治安維持法公布により思想犯が左前方にある全室独房の特別監(以下、十字舎房)に収監され(図10)、弾圧の強化とともに収監者は増加の一途を辿った。1931年に復旧工事が完成し、庁舎中心部には高くそびえる時計台が設置され、豊多摩の象徴となった(図11)。



図11 復旧工事完成時の時計台〔文献41〕

1941年12月、第2次大戦の開始とともに十字舎房は東京予防拘禁所に再編、拘禁はGHQが釈放命令を発する1945年10月まで続いた(注17)。この間、大杉栄や河上肇、三木清をはじめ、幾多の思想犯が勾留され、ある者は転向して出獄、ある者は非転向のまま獄中生活を送った<sup>45)</sup>。1956年には中野刑務所に改称、1983年には解体された。跡地の大部分は平和の森公園になったが、その一角に設置された法務省矯正研修所東京支所の構内には刑務所の表門だけが残されている<sup>41)</sup>。

豊多摩の時計台は、収監されていた思想犯にとり「暴虐な国家権力の象徴」としてさぞかし威圧的に見えたことであろう。大月の入獄は工事完成の翌年であったが、1年4ヶ月の間、時計台はいつも大月を見下ろし、威圧していたのである。

## 3. 「獄中で走ること」の意味

本項では、大月が描いた「獄中で走ること」の意味を入獄者の手記から探してみたい。

多喜二は小説「独房」で、豊多摩の運動場の非人道性を以下に指摘している；「運動場

は扇形に開いた九つのコンクリートの壁が  
 つっ立っていて、八つの空間を作っている。  
 一それを丁度扇<sup>かなめ</sup>の要に当る所に一段と高い台  
 があって、其処に看守が陣取り、皆を一眼前  
 に見下している。俺だちの関係で入ったものは、  
運動の時まで独りにされる。ゴッホの有名な  
皆が輪になって歩き廻っている『囚人運動』  
 は、ドロ棒か人殺し連中の囚人運動で、俺だ  
ちの囚人運動は矢張りゴッホには描けなかつ  
たのだらう。俺はその中で尻をはしょって、  
 もろ肌脱ぎになり、おいち二、おいち二、と  
 かけ足をはじめ。時間は20分だ。俺は運動  
 に出ると、何時でも、その速力の出し工合と、  
 身体の疲労の仕方によって、自分の健康に見  
 当をつける素朴な方法を注意深く実行してい  
 る。」(松葉の「K」「P」)<sup>18)</sup>(図12)。



図12 小説「独房」の挿絵  
 朝野方夫画〔文献18〕

「獄中の昭和史—豊多摩刑務所—」の体験  
 記には運動に関する記録も散見されるので、  
 主なものを紹介する<sup>45)</sup>。①松本三益(1933  
 年9月から1年7ヶ月未決)：私は1926年の  
 大正時代に大阪の若松、堺の刑務所を経験し、  
 昭和になってから千葉、小菅、市谷、豊多摩  
 の六つの刑務所の非人道的で野蛮な監獄制度  
 と、天皇制権力の人権抑圧の事実を体験した  
 が、そのなかで印象の深いのが豊多摩です。  
 ……私は南舎の四〇房に入れられたが、すぐ  
 裏は運動場で房の小窓から運動場をのぞくこ

とができました。運動場の周辺には桐や花木  
 が植えられていました。私が最初に運動に出  
 されたのは九月で桐の大きな葉が青々としげ  
 り、きれいなコスモスの花が空地いっぱい咲  
 き乱れており、青空のもとで澄んだ空気を胸  
 いっぱい吸ったときの気持ちのよさは、いま  
 もわすれられません(豊多摩の思い出)。②戸  
 台俊一(1934年10月から約半年未決)：…そん  
 な生活であったから、わずか数分ではあった  
 が、運動の時間は、外気に触れるので楽  
 しかった。運動場といっても、広場の中央に  
 看守台があり、そこを中心に放射状に塀で区  
 切られた狭い一郭に一人ずつ入れられて、め  
 いめい勝手に背伸びしたり走ったりするの  
 であったが、一方の端に小さな花苑があり、季  
 節の花が見られ、蟻の動くのさえうれしいの  
 だった。誰が植えたのか、小さな枇杷の苗が  
 生えていた。外界とを隔てる高い塀の向こう  
 に樹が見え、ときにはどこからともなくパン  
 の焦げる匂いが漂ってきて「郷愁」をそそ  
 るということもあった(豊多摩で送った青春)。  
 ③為成養之助(1933年から1年半未決)：初日  
 早々から試みた楽しみが今でも印象に残っ  
 ている。担当看守の巡回のスキをねらって、小  
 机を窓の下に持って行き、上に乗る、小窓の  
 ガラス戸を押し上げ、外界をのぞく。青空が  
 見える。気分がスーッとす。眼下数十メー  
 トル先に、高いコンクリート塀で囲まれた「運  
 動場」が見える。二つか三つに仕切られた「お  
 り」の中では、一人ずつ駈足をしている。以  
 来私も、1年半近くこの「おり」の中で毎日  
 駈足をする生活をくりかえすことになった。  
 小窓からのぞけば、二、三人の姿を見れる楽  
 しみがあるが、自分が「おり」の中で走るときは、  
 隣りの人物とは、高い仕切り塀にへだてられ  
 て、交流できないもどかしさがある(厚い壁・  
 独房通話の思い出)。以上のように、豊多摩で  
 の運動はたった一人ではあったものの、厳し  
 い獄中生活の中で青空や花々を見ながら外気  
 を胸いっぱい吸うことができる唯一の楽し

みの機会であったと回想されている(注18)。

約50年後に回想できた上記の方々とは別に、獄中の劣悪な環境と食事、虐待により、栄養失調や疾病などで体調を崩し、獄死あるいは出獄後まもなく死亡したのも決して少なくなかった<sup>45)</sup>。獄中生活12年間の大部分を巢鴨拘置所で過ごした宮本顕治(注7)は、当時の収容者の「運動」について以下のように記している：「監獄法第三十八条には『在監者ニハ其健康ヲ保ツニ必要ナル運動ヲナサシム』、施行規則第106号『在監者ニハ雨天ノ外毎日30分以内戸外ニ於テ運動ヲ為ナシムヘシ』とあるが、運動時間の最低の保証がないのだから三分でも五分でもよいことになり、事実、看守の人手の都合その他で、しばしば五分以内であった。それだけではない。晴天でも運動のない日さえ少なくなかった。こうしてとくに独居拘禁の『思想犯』は運動不足から健康を害し、当時1日5銭以下、今日二十円以下の副食費という給養状態と相まって、結核にたおれるきっかけをつくられた<sup>26)</sup>。また、1928年の3.15事件で逮捕後、網走刑務所7年を含め、18年間の獄中生活を送った徳田球一(注7, 19)は「減食五日間、運動停止五日間、読書禁止二ヶ月間の懲罰を受けた」と記しているが<sup>40)</sup>、当局は「運動」が「食」と同じように「必須」と考えた上で「懲罰の対象」にしたのである。巢鴨や豊多摩に12年間収監された西沢隆二(ペンネーム：ぬやまひろし、注7)は詩「若者に」で「からだを鍛えておけ 美しいこゝろが逞しい体にからくもさゝえられる日がいつかは来る」と詠っているが<sup>12)</sup>(注20)、「からくもさゝえられる」の意味は宮本や徳田の記述から良く理解できる。当時、獄中の思想犯にとり、「体調の維持・管理のための運動」や「からだを鍛えること」は自らの思想を守ることはもちろん、「自己の生存をかけた闘い」でもあった。

十字舎房で最も日当りの悪い房に投獄された大月にとり、わずかの時間ではあっても戸

外での運動は眩しい太陽と抜けるような青空、自由に空を舞う鳥、場内に咲く花々に心を休ませ、獄中生活を耐える貴重な機会になっていたことであろう。このように、獄中の運動は文字通り「生きるための闘い」であり、絵「走る男」は思想犯として投獄を体験した方々の心情に合致するものであった。このため、須山の指摘<sup>37)</sup>も自身の体験をもとにしたものであろうし、誰もが大月の獄中体験を表現したと考えるのもごく自然であった。しかし、大月がこの絵に込めた目的は違っていたのである。

## Ⅵ 誰のために、何のために描いたのか

### 1. 制作の背景

この絵は「大月の心境の投影」と評されているが<sup>13)</sup>、このことは「男」が自身であることを意味しない。筆者は多喜二との関係や大月に伝えられたふじ子の無念さを考えることで、絵の意味を理解できると考えている。すなわち、この絵は3年前に殺された多喜二を弔い、彼の闘う遺志を表すために描かれたものである。大月は画家として、多喜二は作家として互いに支えながら、「新女気質」の連載時は切迫した状況下で思想的にも感情的にも一体の状態にあった<sup>33)</sup>。したがって、ふじ子から具体的に聞いたであろう「多喜二の死」に対し、転向していたとはいえ、以前に山本宣治の死顔をデッサンで描き、葬送を油彩の大作で出品した大月が何らの表現も行わないとは考えにくいのである。当時とは状況は一変しているが、それなりの美術的表現を図ったと考える方が自然であろう。まして、多喜二も豊多摩に勾留され、その時の体験を小説に残していたことは良く知っていた筈である。したがって、多喜二を「男」として表そうとすればその舞台は豊多摩でなければならなかったし、描くのも「生前の」ではなく、「鎮魂すべき」多喜二であった。ただ、当時、多喜二は逆賊と見なされ、描くことなど絶対

のタブーであり（注21）、もし描くのであればきわめて用心深く、誰にも気付かれないような工夫が必要とされた。

日ごろの大月の絵画制作について、豊子夫人は「それはいてねいに絵を描きました。ヘビースモーカーでしたから、一筆描いてはタバコに火をつけて眺める、いつまでもいじくっているという感じでした。もうできているのに、なんでまた手を入れるのか、と思うくらいでした」と語っているが<sup>15)</sup>、「走る男」もじっくり構想を練り、熟慮に熟慮を重ねながら慎重に描かれた筈である。

## 2. 弾圧下の証明

大月と共に北海道生活派美術集団で活動した富田幸衛画伯（1932年生）<sup>43)</sup>によると、この絵は遺品整理中に傷みの激しい状態で見つかったものの、制作者のサインも制作年月の記載もないため、上社会展への出品作「走る男」との確認には手間取ったという。これは同じ年に制作されても、自筆のサインや制作年月のある「自画像」や「いわし場」とは明らかに異なるものであった。また、この絵は大月が終生、保有していたものの、絵の仲間でも見た者はいなかったのである。



図13 「走る男」の下絵【文献11】

ところで、「走る男」には何らの説明もない状態で画集に掲載されている「下絵」（図13）がある<sup>11)</sup>。その後の調査で、この「下絵」

は1934年の獄中作業用スケッチブックにあったことが判明したため、「走る男」は服役中に構想が練られたと考えられた（注22）。

いずれにしても、「走る男」に自身の記録を残していないことは、当時、この絵が持っていた「危険性」を物語るものである。また、制作翌年の上社会展以降、公開されずにいたことも、この絵が大月にとって特別な存在であったことを示す。このように危険で特別な対象、それは多喜二以外には考えられないであろう。以下に、「走る男」の制作上の工夫を「下絵」と比較しつつ検討してみたい。

## 3. 制作上の工夫

### 1) 「男」

（1）禪の色：「男」の禪は既決囚用の赤色であるが、多喜二の獄衣は未決囚用の青色であった。このため、特高も入獄経験者も「男」は服役囚であり、大月自身を描いたと見なすことになる。このように服役囚として描いたことは「自分を描いた」と見せる工夫であり、同時に「多喜二は処刑された」との思いを含むと推測される。

（2）顔：「男」の顔は頬から顎にかけて鋭角的に描かれており、「自画像」（図4）の自身の顔とは異なる。個性豊かな様々な表情を似顔絵や挿絵などに描いて来た大月にとって、この顔の線は重要な意味をもつ（注23）。大月は多喜二を「面長な顔」と評しているが<sup>33)</sup>、「男」の顔は「面長」とは言えないまでも、頬から顎の輪郭は多喜二の顔を思い起こすのに十分である。さらに、腫れぼったい上脛も多喜二の特徴であった（図14、注24）。

表情について、金倉は「刑務所内ということから風貌の異様さはあるものの、居場所から連想するような沈鬱さや歪んだ表情はない」と述べているが<sup>15)</sup>、この「沈鬱さや歪んだ表情」とは思想犯に特有の、例えば「自画像」（図4）のような厳しい表情という意味であろう。確かに「男」の表情はその「自画像」とは違うし、それまで大月が描いた男女



図14 小林多喜二 (1931年頃) [文献39]

の生き生きとした表情とも異なっている。「男」の顔は端正かつ高潔ではあるものの、感情の表出に乏しく、その意味では「異様」である。しかし、見方を変えると、鎮魂の対象として「仏像」の表情のように描かれているのである。

(3) 右肩：「男」は右手を力強く振り上げているために気づきにくい、右肩を大きく持ち上げて走っている。ただ、このような肩のあげ方は「下絵」や小説「独房」の挿絵と比しても不自然で、「大きく肩をゆすりながら」走る姿を推測させる。大月は多喜二について、「撫で肩をゆっくり振りながら降りてくる小柄の色白の少年」で、「晩年の作品『党生活者』のなかで、…別れしなに『母』が何度も繰り返して、『私』の『肩を振って歩くせ』をたしなめる場面を書いているが、…じぶんの人目につきやすい身体つきを意識しても最後までどうにもならなかったらしい」<sup>33)</sup>と記しているように、この肩のゆすりも多喜二の身体的特徴であった。

(4) 禪姿と体の色：「男」は真夏の太陽の下、禪姿で赤銅色に日焼けした力強い裸体で、絵の中央に力強くさん然と輝く大きな像として描かれているが、何ゆえ禪姿なのか。

多喜二は走る際に「尻をはしょって、もろ肌脱ぎ」と小説に書いているように、禪姿ではなかった。また、「下絵」の男も上半身裸で、むしろ小説「独房」の挿絵に近い。警察が着

用させた白い禪姿で横たわる多喜二の損傷した遺体の写真は当時「極秘」であったが、拷問で激しく傷ついた様子はふじ子から大月にも伝えられていたことであろう。これも「男」をあえて禪姿で描く理由ではないだろうか。また、大月は多喜二を「色白」と評しているが<sup>33)</sup>、上京後は厳しく多忙な生活の中で顔色は次第に悪くなり、やつれていく姿を見ていたものと思われる(注25)。まして殺されたのはまだ寒い2月末であった。

以上から、大月が鎮魂の対象とする多喜二を生前とはまったく別な色と形で、すなわち真夏の太陽の下で禪姿が似合う力強い肉体で表現しようと考えたとしても決して不思議ではない。その結果、「男」の赤銅色の体は、白い鉢巻や背景にある白い雲、左手の白い堀、ヒマワリ等を背景にして鮮明に浮き上がってくるのである。

(5) 白い鉢巻：「下絵」の鉢巻きの端を後ろになびかせながら走る姿とは異なるが、真夏の太陽の下で走る「男」の姿から違和感はなく、背景の抜けるような青空、金色に輝く裸身、赤いレンガの堀、ヒマワリやカンナの色との関係でも鮮やかな配色である。ただ、この鉢巻も「多喜二の鎮魂」と考えると意味は大きく変わる。すなわち、「死に装束」として、納棺の際に遺体の額に巻く「白い三角形の布」(天冠)を連想させるのである。

## 2) ヒマワリとカンナ

豊多摩の運動場には様々な花、特にコスモスが咲き乱れ、収容者を慰めていたと回想されている<sup>45)</sup>。しかし、この絵では「男」の向って右手に堀を超えるかのように力強く成長したヒマワリやたくたくましいカンナが描かれているが、これらは作業用スケッチブックに描かれていたものである。

しかも、注目されるのはヒマワリの葉である。その全てが「掌のように」上向きに描かれ、「下絵」とも異なるデフォルメで、このような「葉」から思い起こすのは「蓮の葉」である。

当時の仏式葬儀では祭壇の両横に「蓮の花の造花」（常花）が配置されたであろうし、その「葉」を連想させる。

これら「額の白い布」や「蓮の葉」は、大月が13歳で母親を、15歳で父親を亡くし<sup>15)</sup>、納棺や葬儀に立ち会っていたことと関連するのではないだろうか。ヒマワリもカンナも「男」を飾る花を意図したものである。

### 3) 背景の塔など

「下絵」では塔は男を背後から監視するかのようによく高く大きく描かれているが、形は豊多摩の時計台を意図したものであろう。運動場は時計台の左方向に設置されていた関係で、「下絵」の塔も左横向きである（図13）。一方、「走る男」では塔は「男」の背後にわずかにその先端を見せるだけの存在になり、豊多摩の時計台とは気づかれないように小さく描かれている。

「男」が走る「左手の白い塀、右手の赤いレンガの塀と奥の通用門」で囲まれる空間は「下絵」でもほぼ同じで、実際の場面に近いことが推測される。作業用スケッチブックにはレンガ造りの通用門が描かれており、甲府刑務所のものであろう。部分的に剥離した「白いコンクリートの塀」は豊多摩の関東大震災で被災した運動場の塀であろうか、もしくは甲府刑務所のコンクリート塀であろうか。

いずれにしても、鳥が舞う青い空を背景に、右横には大きなヒマワリやカンナを配置し、赤レンガと白いコンクリートの塀の中心には赤銅色に輝く肉体の「男」、これは姿や形は変わっても仏壇中央に安置された金色の仏像を思わせる構図である。

### 4) 「下書き」の注目すべき一節

ところで、大月の「下書き」の「仮釈放」に関する文の後にはただ一行、「ファシズムと転向の時代」と記載されているが、その後にはこの絵を考える上できわめて注目すべき以下の一節が続く；「多喜二は転向も、屈服も、非転向獄中十何年の経ケンも知らずに殺

されてしまった。時に三十才。ロシアの詩人プーシキンに言わせれば人生の正午である。人生の杯を、底の底までのみ干さずに捨てる者は幸である。かれの全生涯は正午の太陽のようにあかるく透明に燃えくるめく存在ではなかったか」。

大月は「走る男」の制作当時も、多喜二を「太陽のような存在」と見なして絵に表現しようとしたのであろう。この絵を多喜二と結びつけることを阻んだ大きな要因は、誰もが多喜二を「非業の最後」と関係づけて見る傾向にあったためと思われる。

### 4. 出獄当時の心境との関連

筆者は当初、この絵を復権への決意と豊多摩で闘っている仲間への励ましと考えた。しかし、その後、大月は服役中も釈放時も「屈服」した敗北感や屈辱感、今後の不安や迷いの渦中において、他者を励ます余裕はなかったと考えるようになった。それをよく表すのが釈放後まもなく作成した「年賀状」（図15）と翌年描かれた「自画像」（図4）である。

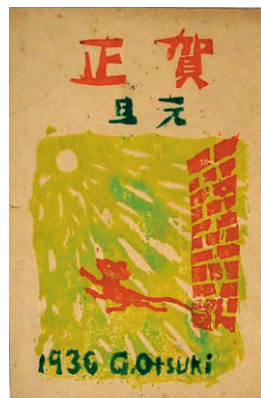


図15 木版の年賀状（1935年制作）  
〔市立小樽美術館寄託〕

筆者には「年賀状」が「刑務所（暗がり）に棲みつくネズミが太陽の下（獄外）に引き出され、陽の眩しさにたじろいでいる姿」であり、大月は（太陽のような多喜二の前で）自分を「ネズミのような存在」と見なしていたように感じられ、「自画像」も同じ線上の



作品と思われた(注26)。「自画像」がどんより暗い色調を背景に厳しく突き詰めた視線で苦しんでいる表情であり、釈放の喜びや解放感はまったく感じられないためである。むしろ、大月は自分の苦悩を「自画像」に描き留めたのではないかとさえ思われる(注27)。

翌1937年の上社会展に出品したのは「自画像」ではなく、「走る男」と道内の漁村を描いた「いわし場」であった。「走る男」は「多喜二鎮魂」のための作品であり、大月は観る者には気づかれぬよう最大限の工夫をした上で、強い決意を持って出品した筈である。だからこそ、観る者に強いインパクトを与え、後に大月と結婚する豊子夫人も「印象深く見た記憶がありました」と覚えていたし<sup>15)</sup>、ある評論家は「いまだきこんなテーマでもあるまい」と一蹴したのである<sup>31)</sup>。

この「自画像」と「走る男」について、富田は「源二の複雑な内面を反映しているとみれるものである。『自画像』にはこれからの未来に対する確定的な視座をどこに置くか、そこに思いをめぐらす苦悩の自我が表白されている。それに対して『走る男』には驚くほど明るいオプティミズムが画面に満ちている。このアンビバレントな感情こそが源二の内面を語っていると見てよいであろう。いづれにしても源二の精神的陰翳を垣間みせる作品」と評している<sup>43)</sup>。おそらく、大月は「走る男」の制作という「喪の作業」を通して、亡き多喜二に慰められ、励まされ、明日に向けて気持ちを切り替え、画家として再出発できたのではないだろうか。翌1937年の「自画像」は正面を見据え、落ち着いた表情に変わっている(図16)。「走る男」は文字通り「大月再生の絵」であった。

## VII 心的外傷体験としての転向

金倉は、晩年の大月が大学での講演会でふいに自己批判を語りだし、講演を依頼した学



図16 自画像(1937年制作)〔文献11〕

生が衝撃を受けたこと、それも獄中での「転向」から第2次大戦中の戦争協力についてであったと述べている<sup>15)</sup>。年譜からは1965年の北海道教育大学での講演時であろう<sup>11)</sup>。当時、大月は61歳で、1935年の仮釈放から30年目に当る。大月の戦争協力に関しては金倉が絵画制作の面から詳細に論じているが<sup>15)</sup>、転向に関わる自身の文章は前述の「下書き」だけである。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟(以下、同盟)によると、治安維持法による犠牲者は逮捕・送検者も含め、数十万人にのぼるといふ<sup>5)</sup>。その中には特高による残虐な拷問や非人道的な獄中の処遇(注28)、家族や周囲との関係、社会経済的な困難、それらが加わることによる精神変調(注29)などにより、転向を余儀なくされた者は非常に多数に上ることであろう。同盟機関紙「抵抗の群像」欄に掲載された160名を超える手記はその後、2冊にまとめられたが、その中には当時から50～60年を経て初めて自分の転向について語っている方々も少なくないと思われる<sup>5, 6)</sup>。

大月の心情を検討する参考に、自身の転向について触れているいくつかの文を紹介する；①佐野英彦：独房に入れられた瞬間、独りつぶやいた「とうとう来るところまできてしまった」という独りごとを不思議に今も覚

えている。…統一公判の途上でおこった佐野、鍋山の転向声明を当局から読まされたが私は少しも動揺しなかった。しかし、予審期間が長すぎるという不満がつのり、弟や友人の結婚式の知らせを受ける中で…私は保釈願いを出し始め、それが不許可となるごとに次第に妥協的な文面を書くようになった。…それから戦中にも2回合計7回検挙された。戦中の私はおおむね戦列から遠ざかっていた。…完全な戦士なら何らかの実践行為をしていただろう。私はそれをしていなかった。これは転向の一種の没落状態であった（誇り高く生きて）<sup>5)</sup>。②池田大蔵：私は治安維持法で起訴され、12月のはじめ豊多摩刑務所に収容されました。35年のはじめから予審がはじまり、…予審判事は、被告のだれそれが転向しているから君も転向せよと攻撃します。こうしたなかで私は、大きな過ち・階級的裏切りをおかし「転向して今後は一切運動に参加しません」と表明して、4月に懲役二年、執行猶予五年の判決で出所します（青年同盟弾圧に抗して）<sup>5)</sup>。③西川治郎：堺刑務所での運動時間に国領五一郎さん（注7）の顔を見たことがあります。編笠を深くかぶらず、静かに笑みを含んだその顔は輝いて見えました。転向者の私にはまぶしいものでした。自分がひどくみじめに感じましたが、彼の静かに微笑んだその顔は、こちらを責めるのではなく、励ましているように感じました。今も忘れられない体験です（日本戦闘的無神論者同盟の活動などで二回逮捕された）<sup>5)</sup>。④針谷宏一：父は（1933年）7月26日に治安維持法違反で起訴され、1934年4月ごろに判決で懲役2年、1936年2月10日釈放まで市ヶ谷刑務所、小菅刑務所、宇都宮刑務所と移されています。…父は出獄にあたり「出たらまた共産党の活動をやるのか」と問われ「やりません」と答え、現に戦後再入党するまで何もしなかったことを、自分自身で許されない汚点と考えていたようです（治安維持法違反で逮捕された

父・針谷武夫）<sup>6)</sup>。

以上のように、戦後も様々な政治社会活動に参加された方々ではあっても、心ならずも「転向」した事はその後も長期にわたり本人には「許されない汚点や過ち」として重く押し掛かっていたこと、そして、その告白にも長期の葛藤を要したものと理解される。国家権力が強い「転向」は本人の思想や自尊心を破壊し、その後も心的外傷（トラウマ）体験となって苦しめていたのである（注30）。

大月においても同様で、当時のことは「苦しく、封印したい過去」である一方、「許されない誤り」との思いが戦後の諸活動を支えたエネルギーになっていたものと推測される。とりわけ、多喜二との関係は歳を重ねるにつれて「重さ」を増して行ったことであろうし、「走る男」もやはり重い存在ではなかったかと思われる。

大月は保釈から服役に至る経過やふじ子訪問の公表を断念したが、恐らく自身の獄中歴が不正確であることを十分に承知の上で、「ふじ子の訪問」に関わる足跡を消し去る決意をしたのであろう。同時にそれは「走る男」誕生のきっかけをも消し去ることを意味する。筆者には、大月は訪問を受けたふじ子に「多喜二の存在」を感じとり、「ふじ子との約束」を「多喜二との約束」と同一視していたのではないかと思われる。このため、ふじ子との約束（＝多喜二との約束）とは、戦前は特高から「ふじ子と多喜二の秘密」と「ふじ子の家庭を守ること」であり、戦後はふじ子を小説「党生活者」に登場する「笠原のモデル」や「ハウスキーパー」とする喧嘩から「ふじ子とその家庭を守ること」であった。大月は誰にも語ることなくその約束を果たしたが、おそらく「鱗雲、人に告ぐべきことならず」の句を好んだふじ子<sup>27, 35)</sup>と同じ心境ではなかったかと推測されるのである。

## Ⅷ 「走る男」が現代に問いかけるもの

筆者は前記の学術集会で、絵の「男」や大月の復権が今日的に重要な課題であること、彼らの復権が不十分であれば障害者の権利回復も不徹底なものにならざるを得ないことを指摘した<sup>46)</sup>。

その理由は、2006年12月の国連総会で採択された障害者権利条約（以下、権利条約）が「前文」で、(a) が国連憲章、(b) が世界人権宣言と国際人権規約、(d) が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)、「児童の権利に関する条約」(児童の権利条約)及び「すべての移住労働者及びその家族の構成員の保護に関する国際条約」に立脚すると宣言していることによる<sup>20)</sup>。したがって、わが国が権利条約を批准し、障害者施策に反映させようとする場合、これら国際人権規約や人権諸条約の遵守が前提になることは明らかであろう。

本項では、以上の立場からわが国の歴史問題の現状と障害者の権利回復との関連について検討し、今後の課題を明確にしたい。

### 1. 日本国憲法と国連の拷問等禁止条約

わが国政府は1945年8月15日、連合国の「言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重」を求めるポツダム宣言を受け入れて全面降伏したが、「天皇を頂点とする国家体制の護持のためには治安維持法は必要」との立場から思想犯の拘禁を続けていた。同年9月26日、豊多摩で哲学者・三木清が獄死し、思想犯の存在が明るみに出た結果、GHQ（連合軍総司令部）はこうした思想弾圧の政策はポツダ

ム宣言違反であると判断し、10月4日、いわゆる人権指令「政治的、公民的および宗教的自由制限の除去に関する覚書」（最高司令官指令第93号）を発した。その結果、10日には各地の刑務所に拘禁されていた思想犯は釈放され、15日、治安維持法は廃止された<sup>24, 29, 47)</sup>。さらに、12月29日、勅令第730号「政治犯人等ノ資格回復ニ関スル件」によって「将来ニ向テソノ刑ノ言渡ヲ受ケザリシモノト看做ス」とされ、彼らの市民権が回復された<sup>47)</sup>。1947年5月3日、主権在民（前文）、思想及び良心の自由（第19条）、拷問及び残虐刑の禁止（第36条）などを規定する日本国憲法が施行され、治安維持法が存続する基盤は消失した。

一方、1945年に創設された国際連合（以下、国連）は、1948年に「何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは処罰を受けることはない」（第5条）、「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する」（第18条）などの条文からなる「世界人権宣言」（以下、宣言）を、1966年には「宣言」を条約化した「国際人権規約（社会権規約と自由権規約）」を採択し、締結国にその遵守を求めることにした。「宣言」の第5条と第18条は「自由権規約」の第7条と第18条に規定されたが、この第7条は1975年12月、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからすべての人の保護に関する宣言」(拷問等禁止宣言)、1984年12月には「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約、以下、禁止条約)として採択された。この禁止条約は、第1条では「拷問とは身体的なものであるか精神的なものであるかは問わず人に重い苦痛を故意に与える行為」で、「公務員その他の公的資格で行動するものにより又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう」と規定、さらに第14条では「被害者の救済や賠償、

リハビリテーションを受ける権利」, 「拷問による死亡者の場合には被扶養者の賠償を受ける権利」を規定した<sup>22)</sup>。わが国は1979年に国際人権規約の両規約を、1999年に拷問等禁止条約を批准している。

ところで、わが国は未だ批准していないものの、「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約」(戦争犯罪時効不適用条約, 1968年)はきわめて重要である。この条約でいう「人道に反する罪」に関しては、1998年に採択された国際刑事裁判所規定(ローマ規定)が参考になる<sup>10, 19)</sup>。この第7条は11の罪を挙げているが、その中には(a)殺人, (e)国際法の基本的な規則に反する拘禁又はその他の身体的自由の重大な剥奪, (f)拷問, (h)…政治的, 人種的, 国民的, 民族的, 文化的, 宗教的, …ジェンダーの理由又は国際法上許容されないと普遍的に見なされている其の他の理由に基づく特定の集団又は団体に対する迫害, (k)身体又は精神的若しくは肉体的健康に対して故意に重い苦痛を与え又は重大な傷害をもたらす類似の性格のその他の非人道的行為など、明らかに治安維持法下で行われた虐殺や残酷な拷問、野蛮な拘禁も含んでいることが注目される(注31)。

## 2. 「人道に反する罪」に対する国際動向

2013年5月31日、国連の拷問禁止委員会は日本政府が「従軍慰安婦」問題に取った措置に深い懸念を示し、禁止条約の遵守を勧告した<sup>48)</sup>。それは「政府は軍性奴隷制度の犯罪を公に法的責任として認め、加害者たちを起訴して適切な処罰を与えること、そして政府と公人によって性奴隷制度の事実が否定されたことを通して被害者が再び傷つけられたことを認識すること、また、関連した資料を公表して事実を徹底的に調査すること、さらに被害者の補償の権利を認め、十分に納得いく補償、賠償と社会復帰ができるように効果的な方法を提供すること、締約国の義務として日本が行った過ちが二度とおこなわれない

ように、学校の教科書に載せて教育を行うよう」との内容である。政府は「勧告を遵守する義務はない」と閣議決定したが、過去の「人道に反する罪」も禁止条約の対象として「謝罪と補償、救済とリハビリテーション」が求められるのは国際常識である。

かつての同盟国ドイツは1956年、「連邦補償法」により内外のナチス犯罪犠牲者に謝罪と補償を行い、2000年には強制労働被害者に対する補償基金を創設し、2009年には「包括名誉回復法」によりヒトラー政権への反逆罪に問われた軍人の名誉を回復している。同じくイタリアでも、ファシズム政権下の政治犯には国家賠償法により終身年金が与えられるなど、名誉回復している。アメリカ合衆国も第2次大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年、「市民自由法」のもとで謝罪と賠償を行った。他にも、スペインの「歴史の記憶法」による1930年代後半の内戦とそれ以降のフランコ軍事独裁政権による犠牲者への謝罪と遺族への補償(2007年)、イタリアのリビア侵略への謝罪(2006年)、フランスのマダガスカル植民地解放運動弾圧への謝罪(2006年)など、枚挙にいとまがない<sup>47)</sup>。

国連の「戦争犯罪や植民地支配下の非人道的行為に時効を設けない」条約の下で、加害国政府による謝罪や賠償が行われているのが今世紀の国際動向なのである。

## 3. 歴史問題の清算と障害者権利条約

わが国では無罪判決や国家賠償訴訟への判決などによる被告や原告の復権が良く知られている。例えば、戦後間もない松川事件や近年の足利事件などの冤罪事件、ハンセン病強制隔離政策に対する国家賠償判決などである。また、国連の「先住民の権利宣言」(2007年)を受けての「アイヌ民族を先住民として認める」国会決議(2008年)も、明治以降のアイヌ民族への差別政策の反省と歴史・文化の復権を内容とするものであった。

一方、明治以降のわが国によるアジア諸国

の植民地化と侵略戦争の過程で行われた様々な残虐行為や蛮行についてはどうであろうか。それは前述の従軍慰安婦問題（軍性奴隷問題）への対応で明らかであろう。

では、「走る男」の多喜二や作者の大月もその一人であった国内の治安維持法犠牲者に対してはどうであろうか。同盟によると犠牲者は「虐殺死80人、拷問・虐待による獄死114人、病気等による獄死1,503人、逮捕・送検者75,681人」に上るといふ<sup>5)</sup>。しかし、これら膨大な犠牲者に対して、国からは今日に至るまで一切の謝罪も、賠償や救済もなされていない<sup>5, 47)</sup>。要するに、わが国政府は軍や官憲が国内外で行った数々の殺戮行為や蛮行、すなわち「戦争犯罪と人道に対する犯罪」の犠牲者とその家族に対する謝罪や賠償を一貫して拒否しているのである。国連発足がファシズムによる第2次世界大戦の惨禍への反省に基づくことを考慮すると、戦争責任の当事国であるわが国の歴史問題への対応はきわめて異常である。

前述した拷問禁止委員会のわが国政府への勧告には、他にも、代用監獄や取調などの刑事司法、体罰や女性への暴力などの児童権利条約や女性差別撤廃条約などに関わる問題に加え、長期入院・入所を特徴とする精神保健ケアなど障害者医療福祉に関わる問題も含まれていることが注目される<sup>48)</sup>（注32）。

筆者はこうした国連の禁止条約遵守に関わる勧告に、未清算の歴史問題に加え、精神障害者施策の問題も存在する背景には「わが国の人権状況の後進性」が存在すると考えている。したがって、今後、わが国が障害者権利条約を批准し、それにもとづいて国内政策を実施していく上で、本稿で論じた多喜二や大月ら治安維持法犠牲者に対する謝罪や賠償など、歴史問題の清算を通じて彼らの「真の復権」がなされることが前提であり、今後の重要な課題でもあることを指摘したい。

## Ⅹ まとめ

2009年12月に開催した第14回SST普及協会学術集会で用いた小樽出身の画家・大月源二の絵「走る男」（1936年）について、その制作に至る背景やその意味をリハビリテーション（権利回復）の文脈の中で検討し、以下の点を指摘した。

1. この絵は大月の友人で、治安維持法下で虐殺された小林多喜二の鎮魂を目的に制作されたものである。今日の人権に関わる国際動向からも、多喜二はもちろん、生誕110年を迎える作者の大月をはじめ、膨大な数に上る治安維持法犠牲者への謝罪や賠償が早急になされなければならない。

2. 明治以降、わが国がアジア諸国の植民地化と侵略戦争の過程を通じて国内外でなされた戦争犯罪と人道に反する罪は、拷問等禁止条約や戦争犯罪時効不適用条約などに基づいて早急に処理されなければならない。

3. 障害者の権利回復を目指す障害者権利条約（2006年）は、拷問等禁止条約をはじめ、国際人権規約や人権諸条約に立脚するものである。したがって、わが国が権利条約を批准し、障害者施策に反映させる上で、歴史問題の清算は前提かつ今後の重要な課題である。

稿を終えるにあたり、多大なご協力と貴重なご助言をいただきました大月耕平様（故大月源二様ご子息）、篠崎木綿子様（故森熊ふじ子様ご息女）、富田幸衛画伯、金倉義慧様、星田七重様（市立小樽美術館学芸員）、画集刊行委員会の皆様へ深く御礼申し上げます。

追記）2013年12月4日、障害者権利条約は臨時国会にて全会一致で批准された。その一方、同月6日、特定秘密保護法が強行採決されて成立した。

注

- 1：油彩画「走る男」（80.3×60.5）は1983年の「大月源二展」（市立小樽美術館主催）で戦後初めて一般公開された。同美術館には2001年6月から所蔵されている。
- 2：rehabilitationは「破門の取り消し」を語源とし、近代には「冤罪の取り消し」や「犯罪者の更生」、「迫害からの名誉回復」など、第1次世界大戦以降は障害領域にも用いられ、現代に至っている。このため、辞書では「1. 復職、復権、名誉（信用）回復。2. リハビリ、社会復帰、更生」などとされる（グランドコンサイス英和辞典、三省堂、2001年）。法務省保護局の英文表記bureau of rehabilitationの場合は「更生」を意味するが、大月の描いた「男」は復権を要する治安維持法の犠牲者である。
- 3：「下書き」（市立小樽美術館寄託）は、手塚英孝（1906-1981年）の著書<sup>38)</sup>にある多喜二に関する以下の文（p.77）の引用で終えていた：「かれは勤勉で非常に努力家であった。真率でひたむきな、徹底的にうちこんでゆく熱烈な気魄と、体は小さかったが強靱な体質と、どのような困難にもひるまぬ強い意志をもって。しだいに困難と不自由の重なっていくきびしい地下活動のなかで、かれは作家、理論家、組織者として卓越した活動力をしめしはじめていた。一方、ここからの文学好きな、庶民的でこだわりのない、愛情の深い、一面、子供のように単純で、大きな声で話し大きな声で笑い、また、どことなくユーモラスなところのあったかれは、当時、かれを知るすべての人びとから親しまれ、ふかい信頼をうけていた」。
- 4：多喜二とふじ子との生活を知っていた手塚英孝は、1955年に「1932年4月下旬、伊藤ふじ子と結婚、麻布区東町に住む。…12月、夫人検挙され、渋谷区羽沢町に移る。」と多喜二の「年譜」に記している<sup>38)</sup>。澤地はふじ子が多喜二との生活中及びその前後に3回検挙され、亡くなるまで多喜二の分骨を保持していたことを記し、小説「党生活者」（1932年8月脱稿、1933年4・5月発表）に登場する「伊藤ヨシ」のモデルではないかと推測している<sup>35)</sup>。
- 5：多喜二は1930年3月末に上京、同年6月24日に検挙され、8月に治安維持法違反で豊多摩に送られたが、1931年1月22日に保釈・出獄した。小説「独房」は1931年6月に完成、同年7月の「中央公論」夏季特集号に発表さ

- れた。小説には未決は青色、既決は赤色の獄衣であることや獄中の様子が詳細に記されている。大月は同年8月から多喜二の新聞小説に挿絵を描いており、この小説のことも知っていたと思われる。
- 6：「急性ストレス障害」はアメリカ精神医学会の診断分類の用語で、「強烈なストレスに晒された場合に強い無力感や恐怖、不安や不眠等が生じ、状況判断が減弱するような状態で、最大40日間持続するもの」とされる<sup>4)</sup>。世界保健機関の国際疾病分類第10版では「2,3日で消失する急性ストレス反応」である。独房に拘禁されていた大月の場合、症状も重く長期に続いたことであろう。「心的外傷後ストレス障害PTSD」はトラウマ体験がその後も再体験（フラッシュバック）され、かつトラウマに関連する場面や刺激を避けたり、不眠やイライラ感などが長期に続く状態である<sup>4)</sup>。
  - 7：岩田義道（1898-1932年）、国領五一郎（1902-1943年）、徳田球一（1894-1953年）、志賀義雄（1901-1989年）、西沢隆二（1903-1976年）、野坂参三（1892-1993年）、宮本顕治（1908-2007年）は、当時又は戦後の一時期の日本共産党指導者。
  - 8：3.15事件で検挙され、1930年まで豊多摩に勾留された亀井勝一郎（文芸評論家。1907-1966年）は、「まず獄中の印象を語ろう。僕は刑務所という装置を思い出すたびにいつも感心するのだが、これは人類が発明した一種の威嚇芸術ではないだろうか。…高い塀を鉄の扉によって、社会とは完全に隔離された一角がある。その中には、円形の看視所を中心に、花卉のように放射型に建てられた煉瓦造りの建物がある。豊多摩刑務所は、関東大震災のとき剥離した壁をそのままにしてあったので、ことに古城らしい感じを与えた。内部の房も所々むき出しになり、崩れかけた壁も修理もされず、廢墟に幽閉されたやうな思いを深めるやうに出来あがっていた。…」と記している<sup>14)</sup>。
  - 9：多喜二の遺体を前にしたふじ子と思われる若い女性については、小坂多喜子も書いている<sup>21)</sup>。澤地は多喜二の遺体を愛撫する様を書いた小坂の文を紹介し、「変わり果てた小林多喜二と対面した伊藤ふじ子が、その唇に接吻したと江口は書いているが、小坂多喜子の描いているふじ子の方がより自然である」と述べている<sup>35)</sup>。しかし、江口はふじ子が多喜二の死をただ悲しむだけでなく、殺した者への

激しい怒りや無念の気持ちを叫ぶ様を書き、彼女に多喜二との関係を絶対に口外しないように説得し、立ち去るのを見送っているのである。筆者は江口の方が厳しい地下生活を共に闘ったふじ子の様子をリアルに書いていると考える。ふじ子がこうした激しく強靱な内面と行動力を持っていたからこそ、あえて大月を訪ね、かつ、自身や多喜二の遺骨・遺品<sup>27)</sup>を含む秘密、そして森熊家の幸せと平和を守りぬくことができたのである。

- 10: 森熊猛 (1907-2004年) は夕張出身で北海中学卒。21歳の時、北海タイムス募集の漫画が入選、選者の加藤悦郎に札幌の喫茶店「ネヴォ」を経営する佐藤八郎 (1905-1991年) を紹介され、ヤップ北海道支部の結成に参加、札幌で同美術展を開催。1932年12月に上京、同年開催のプロ美展や後の近代漫画展にも出品した<sup>5, 27, 35)</sup>。大月については、2000年、市立小樽美術館主催の特別展「前衛と反骨のダイナミズム」への来館時に持参した経歴メモ (同美術館蔵) の中で「彼とはジャンルの違いから東京ではあうことはなかった。たまたまわたしが北海タイムスの仕事でタイムス本社に寄った時、そこに大月氏がいた。昭和40年だった。で、挨拶をしたのが終わり」と記している。
- 11: 大月の甲府刑務所への入所日は、当時の資料はないとの理由で確認できなかった。
- 12: 1934年の作業用スケッチブック (富田幸衛画伯寄託) の1~2頁は、同年5月から12月までに描いた全61点の作品目録である。翌1935年の状況は不明ではあるが、熱心に絵画制作に励んだことも仮保釈を早めた可能性がある。
- 13: この時、スケッチ「ドレミファの佐藤八郎」を残している<sup>11)</sup>。「ネヴォ」は1928~1936年、北2条西3丁目に開店、クラシック音楽を流しており、文化人や学生、社会運動家が入りし、東京でも知られていた。佐藤は小樽育ちで多喜二とも交流あり<sup>16)</sup>、ヤップ道支部長として喫茶店の2階を活動の場にしていた。1930年12月の一斉検挙で逮捕され、1ヶ月半ほど留置された際、「夜中にふと目を覚ますと午前1時過ぎた頃でしょうか、周囲はシーンとしています。耳をすますと時々遠くから棒のようなもので何かを叩く音と、それにまじって人の悲鳴や呻き声のような音が微かに聞こえます。誰かが取り調べられていることはすぐ分かります。…不安と怒りで胸をかきむし

られるような苦しみで汗びっしょりになり朝まで眠れないこともありましたが」、留置場には「毎晩のように北1条の石田屋果実店からレコードの音が流れて来た」と記している<sup>34)</sup>。拷問は現在の札幌中央警察署で行われていたのである。

- 14: 大月は1928年11月の第1回プロ美展に絵画「留置場の一隅」と「デモの素描」3点のほか、「囚人運動」を出品しているが<sup>28)</sup>、この絵は所在不明である。多喜二は小説「独房」で「ゴッホの囚人運動」<sup>9)</sup>に言及しており<sup>18)</sup>、当時、ゴッホのこの絵は彼らに良く知られていたであろう。大月の絵はこの絵の模写である可能性もある。大月は、戦後、「1937年春、上社会展に初めて参加、『貝殻工場』(25号M)、『いわしば』(100F)、『走る男』(囚人運動、25号)を出品したが、ある批評家から『いまどきこんなテーマでもあるまい』と一蹴される。」と記しているが<sup>31)</sup>、「走る男」も「囚人運動」と見なしていたのである。
- 15: 甲府刑務所は1874年、甲府監獄署として建設、1912年に竣工・移転。当時は塀も含めレンガ造りでゴシック様式の華麗な建物であったが、1945年7月の空襲で庁舎・施設の90%を焼失、1955年に現在地に移転<sup>23)</sup>。ただ、大月服役時の構内の写真は所内にも山梨県立図書館にもなく、構内の様子は確認できていない。
- 16: 「刑務所風景」の題で「見るからに冷たそうな刑務所のスケッチ、今では大分モダン化して刑務所独特の赤煉瓦の塀もコンクリートに変わっている。」とあり<sup>25)</sup>、大月の服役時、塀はコンクリート製であった。
- 17: 松本一三によると東京予防拘禁所には延べ65名が拘禁、この中には朝鮮人活動家6名と宗教者4名(キリスト教灯台社の女性信者1名と天理本道教関係3名)もいた(東京予防拘禁所の回想)<sup>45)</sup>。今村英雄はこれら宗教者の言動を紹介し、「この婦人の行動と信念の美しさに打たれ」、「この老天理本道教徒に学んだことを感謝せねばならなかった」と述べている(忘れ得ぬ人々)<sup>45)</sup>。
- 18: 1928年の3.15事件で検挙され、1ヶ月後に豊多摩に移送された志賀義男(注7)は「豊多摩刑務所には運動場の設備はなし、人は多いので、運動時間が1日にわずか3分、入浴時間も同じく3分である。こういう状態がながいあいだつづいた。それでわれわれは、待遇改善を強く要求した。」という<sup>36)</sup>。野坂参三

(注7)は志賀と同時期に移送された徳田球一が「房舎棟間の空地にある円形の花壇周囲を走った」ことを、「私や徳田は、運動の時間に一般の囚人が入れられる狭い『運動場』が満員になった場合には、天気さえ良ければ15分間ほど、腰にサーベルを下げた看守に監視されながら、この庭の散歩道を歩かされた。徳田は、この機会を利用したのである」と記している(豊多摩刑務所と徳田球一)<sup>45)</sup>。3.15事件の入獄者が多すぎて運動場も利用できなかったのである。

19: 徳田は1931年7月から1年間続いた3.15事件と4.16事件の統一公判に、当時、貴族院議員であった新渡戸稲造(1862-1933年)もきて聞いていたと記している<sup>40)</sup>。翌1932年2月、「わが国を滅ぼすものは共産党か軍閥かである。そのどちらが恐ろしいかと問われたら、今では軍閥と答えねばなるまい」と発言(松山事件)した新渡戸<sup>30)</sup>は、わが国のアジア侵略に反対する思想の根絶を目ざす側にいたのである。

20: 1950~1960年代前半に歌われた「若者よ」は、この詩に関忠亮が作曲したもの。詩集「編笠」には厳しい獄中生活を詠った詩や短歌が収録されており、囚人同士の顔が見えないように被された編笠(図17)への恨みの歌も少なくない。



図17 3.15事件の被告たち(大阪地裁)〔文献24〕

また、「繪かきの友に」と題して、「ゲンジ・オホツキいと髭こわし。とつくにこまかる日あれば、剃刀あがなひて、おくらむと日頃思ひぬ。」との前文を添え、「山嵐昼寝するよと見てあればゲンジ・オホツキまる寝したまふ」と大月を詠んだ歌もある。

21: 特高月報〔昭和8年3月分〕の「小林多喜二の死亡と労農葬の状況」では、まず「小林多喜二の死亡と文化団体の策動」で「2月20日京橋

築地警察署に於て作家同盟員(日本共産党コップ内フラク)小林多喜二を検挙せるが、同人は同夜心臓麻痺にて死亡せるを以て、翌21日死体を実母に引渡したる…」と報告、次いで「労農葬挙行計画」で「…官憲の虐殺なりと宣伝扇動し…」などと労農葬計画を詳細に報じ、「当日の状況」では参加者多数を検挙するなど、葬儀を妨害し、解散させたこと、「地方の状況」においても小樽や札幌、函館を含め、全国各地の追悼を妨害し実施不能にしたことを報告している<sup>2)</sup>。

多喜二の告別式で葬儀委員長として務めた江口は、告別式への参加者が片っぱしから検束され、「杉並署は検束者でいっぱいになり、道場まで臨時の留置場に使ったほどの大検束だった」と回想<sup>7)</sup>。佐藤も札幌での追悼への徹底的な妨害、例えば「小林」の「こ」にふれると警察がすぐに中止にする様を記している<sup>34)</sup>。多喜二の追悼に関わる動きは一切が封殺されたのである。

22: この「下絵」(28.5×24.2)は1934年の作業用スケッチブック(20枚)の19枚目にあった。1935年のスケッチブックには「走る男」に至る過程がより具体的に描かれていた可能性が高いが、所在不明である。

23: 大月は美校卒業直後の一時、夜の新宿の街頭で似顔を描いており、後年、「この人物速写の仕事は大へん私の勉強になった」と回想している<sup>32)</sup>。

24: 子息の耕平氏に「走る男」と自画像(図4)、多喜二の写真(図14)を見ていただいたところ、「父の顔ではなく、頬から顎の線もそうですが、目元が多喜二とそっくりです。多喜二は(臉が)腫れぼったい感じで、一重瞼でした。走る男もそうではないですか」と、非常に貴重なご指摘をいただいた。

25: 小説「独房」には、「俺たちは『外』にいた時には、ヒドイ生活をしていた。1ヵ月以上も元気でお湯にも入れなかったし、何日も1日1度の飯で歩き廻って、ゲッそり痩せてしまったこともある。一週間と同じ処に住んでいられないために、転々と住所をかえた。これ等のことが分からずにいて、長いうちにはウンとこたえていた。…」との一節がある(赤色体操)<sup>18)</sup>。地下生活中の多喜二も同じ状態であったと思われる。

26: 「年賀状」には「構図のレンガの積み重ねは牢屋を連想させ、その桎梏から、自由を求めて、



すなわち太陽に向かってとびだす大月自身を、その年のネズミにおきかえたもので、『走る男』と同じ線上にある作品」とする評価もある<sup>15)</sup>。耕平氏からは「複雑な心境ですね」との感想と「父は辰(たつ)年の生れ」との証言をいただいた。

- 27: 「自画像」(図4)に表された心理状態は、それ以前の明るく屈託のない表情(図2)と比較すると明らかである。
- 28: 函館や網走など、道内の刑務所は冬でも非転向の思想犯には暖房を与えなかった。こうした差別的で非人道的な処遇の実態は志賀<sup>36)</sup>や徳田<sup>40)</sup>の獄中記に詳しい。
- 29: 精神医学者で元東京大学教授の秋元波留夫(1906-2007年)は、昭和初期、拘禁中に精神病状態を呈し、東京都立松沢病院に入院した治安維持法違反者13名の症状を再検討した上で、発症に至る原因を、特高の残虐な拷問による心身への苦痛に加え、自分の信念と肉親の情愛との葛藤、将来の不安など、様々な精神的苦悩を背景にしていると考察している<sup>3)</sup>。その中には作家の中本たか子(1903-1991年)や秋元と同じ長野県出身で病死した伊藤千代子(1905-1929年)も含まれている。
- 30: 美校を1930年に卒業し、ヤップに加盟した画家・小松益喜(1904-2002年)について、子息の伸哉氏は「1932年・4月、一斉検挙で妻と共に捕えられ、…厳しいリンチを受けた。妻ときは長女がお腹にいたが、やはり拷問を受け、220日の勾留後、出産40日前に釈放された。益喜は翌年起訴され、執行猶予で釈放になったが、その後も長期間警察の監視下に置かれた。」「戦後、小松益喜は、弾圧によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)とたたかいつながりながら、人間性豊かな人生を歩んだ。」と記している(「反戦を貫いた不屈の画家 小松益喜」<sup>5)</sup>)。小松のPTSD(注6)の詳細は不明であるが、特高による拷問は戦後も長い間、傷つけ苦しめていたことがうかがえる。
- 31: 第7条1は、「『人道に対する犯罪』とは、文民たる住民に対する広範な又は組織的な攻撃の一部として、当該攻撃の認識とともに行われた次のいずれかの行為をいう」として、前記の(a)、(e)、(f)、(h)、(k)の他、(b)せん滅、(c)奴隷の状態に置くこと、(d)住民の追放又は強制移送、(g)強姦、性的奴隷、強制売いん、強制妊娠、又は類似の重大性を有する其の他の形態での性的暴力、(i)人の強制失踪、(j)アパル

トヘイト犯罪を挙げ、第7条2は「規定の運用上」としてそれらを具体的に解説している<sup>19)</sup>。

- 32: 勧告の全訳(国際人権活動日本委員会による)は文献48に掲載されている。

## 文 献

- 1) 明石博隆・松浦総三編：プロレタリア文化運動に対する弾圧。昭和特高弾圧史1 知識人に対する弾圧(上1930～41年)。太平出版社、p.30-45、1975
- 2) 明石博隆・松浦総三編：小林多喜二の死亡と労農葬の状況。昭和特高弾圧史1 知識人に対する弾圧(上1930～41年)。太平出版社、p.55-60、1975
- 3) 秋元波留夫：治安維持法と拘禁精神病(実践 精神医学講義)。日本文化科学社、p.766-783、2002
- 4) アメリカ精神医学会(高橋三郎、大野裕、染矢俊幸訳)：心的外傷後ストレス障害、急性ストレス障害。DSM-IV-TR 精神疾患の分類と診断の手引(新訂版)。医学書院、p.179-182、2003
- 5) 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟編：抵抗の群像 第一集。光陽出版社、2008
- 6) 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟編：抵抗の群像 第二集。光陽出版社、2008
- 7) 江口渙：多喜二の妻～夫の遺体に悲痛な声、いまは幸福な生活送る～。朝日新聞、1967(昭和42)年6月29日夕刊、p.9
- 8) 江口渙：われらの陣頭に倒れた小林多喜二。定本小林多喜二全集第十五巻(小林多喜二全集編纂委員会編)。新日本出版社、p.141-171、1969
- 9) フィンセント・ファン・ゴッホー刑務所の中庭(囚人の運動)―(画像・壁紙)。http://www.salvastyle.com/menu\_impressionism/gogh\_prison.html、2013年7月1日
- 10) フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』：人道に対する罪。http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BA%BA%E9%81%93%E3%81%AB%E5%AF%、2013年8月22日
- 11) 「画家 大月源二の世界」刊行委員会：画家大月源二の世界―いまに生きる歴史の証―。大月書店、2004
- 12) ひろし・ぬやま：若者に(詩集 編笠)。日本民主主義文化連盟、p.102、1946

- 13) 星田七重：作品紹介「大月源二 1904年～1971年」. SST普及協会第14回学術集会in 札幌 抄録集, 表紙裏ページ, 2009
- 14) 亀井勝一郎：幽閉記（我が精神の遍歴）. 日本図書センター, p.65-81, 1999（1948年発表）
- 15) 金倉義慧：画家 大月源二—あるプロレタリア画家の生涯—, 創風社, 2000
- 16) 樫田精司：佐藤八郎のこと 第一稿. 北海道社会文庫通信, 1481：1-4, 2001
- 17) 小林茂：旧甲府刑務所（明治44年移転当時）（写真集山梨百年）. 山梨日日新聞社, p.185, 1989
- 18) 小林多喜二：独房（独房・党生活者）. 岩波書店, p.5-48, 1950（1931年発表）
- 19) 国際刑事裁判所の設立に関する全権大使国際連合外交会議：国際刑事裁判所規定. 国際人権条約・宣言集【第3版】（松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編）, 東信堂, p.937-976, 2005
- 20) 国際連合：障害者の権利に関する条約（外務省訳）. 2013
- 21) 小坂多喜子：小林多喜二と私. 文芸復興, 53（4）：9-14, 1973
- 22) 桑山亜也：拷問等禁止条約と刑事施設における人権侵害に対する救済・防止メカニズム. 拷問等禁止条約をめぐる世界と日本の人権（拷問等禁止条約の国内実施に関する研究会編著）. 明石書店, p.173-220, 2007
- 23) 峡陽文庫：旧甲府刑務所跡を訪ねて.  
<http://kaz794889.exblog.jp/9675003/>
- 24) 松尾 洋：治安維持法と特高警察（教育社歴史新書〈日本史〉130）. 教育社, 1979
- 25) 松下常造：刑務所風景. 郷土風景 創作版画と其の作り方（矢崎好幸編）. 教育美術館出版部, p.16-17, 1933
- 26) 宮本顕治：二、三の問題. 宮本顕治文芸評論選集第三巻. 新日本出版社, p.433-449, 1968（「多喜二と百合子」1954年8月第5号に掲載）
- 27) 森熊猛：マンガ100年 見て、聞いて. 白樺文学館多喜二ライブラリー, 2004
- 28) 岡本唐貴・松山文雄編著：日本プロレタリア美術史. 造形社, 1967
- 29) 奥平康弘：治安維持法小史. 岩波書店, 2006
- 30) 太田尚樹：明治のサムライ「武士道」新渡戸稲造, 軍部とたたかう. 文藝春秋, 2008
- 31) 大月源二：戦前の画歴\*（\*筆者の仮称）. 記載年不明（市立小樽美術館蔵）
- 32) 大月源二：小林多喜二とのつきあい—没後三十周年\*に—, 文化評論, 77（2）：64-66, 1968（\*筆者注：没後三十五周年の誤記）
- 33) 大月源二：多喜二と私. 画家 大月源二の世界—いまに生きる歴史の証—（「画家 大月源二の世界」刊行委員会）. 大月書店, p.293-296, 2004（「北方文芸」1968年3月号より転載）
- 34) 佐藤八郎：ネヴォの記. ネヴォの記 1930年代・札幌—文化運動の回想（佐藤八郎著・編）. 研究社印刷, p.15-93, 1976
- 35) 澤地久枝：小林多喜二への愛（完本 昭和史のおんな）. 文芸春秋, p.453-507, 2003年（「文藝春秋」1981年12月に掲載）
- 36) 志賀義男：志賀義男編. 獄中十八年（徳田球一・志賀義男著）. 時事通信社, p.107-161, 1947
- 37) 須山計一：不屈のドサン子画人 大月源二の死をいたんで. 画家 大月源二の世界—いまに生きる歴史の証—（「画家 大月源二の世界」刊行委員会）. 大月書店, p.301, 2004（「赤旗」1971年3月23日付より転載）
- 38) 手塚英孝：日本文学アルバム10 小林多喜二. 筑摩書房, 1955
- 39) 手塚英孝編：写真集 小林多喜二—文学とその生涯—. 新日本出版社, 1977
- 40) 徳田球一：徳田球一篇. 獄中十八年（徳田球一・志賀義男著）. 時事通信社, p.13-104, 1947
- 41) 東京都中野区：中野のまちと刑務所—中野刑務所発祥から水と緑の公園まで—. 1984
- 42) 東京都中野区：光の中に消えたレリーフ—中野刑務所—（中野区ビデオ広報）. 読売映画社, 1991
- 43) 富田幸衛：解題. 画家 大月源二の世界—いまに生きる歴史の証—（「画家 大月源二の世界」刊行委員会）. 大月書店, p.262-270, 2004
- 44) 富田幸衛：時代の証人大月源二—出生からプロレタリア美術運動時代—. 社会史の中の美術家たち—北海道における民主的美術運動再考 1945-2005（福重紀代子編）. 北海道平和美術展出版部, p.167-194, 2006（「平和と美術」1982年7月, 第2号より転載）
- 45) 豊多摩（中野）刑務所を社会運動史的に記録する会編：獄中の昭和史—豊多摩刑務所—. 青木書店, 1986
- 46) 上野武治：国連・障害者権利条約の批准とSST～SSTの土壌づくりに寄せて（教育講

演). SST Newsletter, 22 (3) : 2-9, 2010

- 47) 柳河瀬精：人道に対する犯罪，歴史問題の処理は世界の流れ—治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を．前衛，888（11月号）：200-212, 2012
- 48) 吉田好一：世界の逆を向く「人権後進国日本」—人権状況を国際基準に引き上げる（社会権規約・拷問等禁止条約審査を傍聴して）．前衛，900（10月号）：193-205, 2013

[Abstract]

**Present-Day Meaning of the Picture named  
“A Running Man” by Genji Otsuki :  
With Relation to Liquidation of Historic Problems and  
Rehabilitation of the Persons with Disabilities**

Takeji UENO

The present-day meaning of the picture named “A Running Man” painted by Genji Otsuki in 1936 after discharge from prison was studied, and the following were pointed out: (1) This picture was painted for the memorial of Takiji Kobayashi who was a famous writer of proletarian literature and was slaughtered by Japanese special police in 1933. Takiji and Genji also were the victims of the law of suppression of public thought that continued from 1925 to 1945, so they have had the right of being apologized to and compensated by the Japanese Government. (2) The war crime and crime against humanity within and outside the country done by the Japanese Army and Government until the end of the Second World War must be liquidated according to the Convention on the Non-Applicability of Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity and the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment. (3) As the Convention on the Rights of the Persons with Disabilities is based on the International Covenants and Conventions on Human Rights, the above historic problems ought to be liquidated early for true rehabilitation of the Japanese people with disabilities.

---

Key words : The Picture named “A Running Man”, Genji Otsuki, Takiji Kobayashi,  
Historic Problems, Rehabilitation of the Persons with Disabilities

